

令和7年度 東京都看護師等修学資金（貸付金）のご案内 ～予約申込み～

東京都では、都内の高校生の皆さんを対象に、看護師等養成施設に進学し、将来都内で看護業務に従事しようとしている方の修学を支援する「看護師等修学資金貸与制度（貸付制度）」を設けています。

貸与を希望される方は、この案内をよく読んで制度の趣旨等を理解し、自分の進路を考えて申し込んでください。

また、保護者の方にもこの冊子を読んでいただき、制度の内容を理解してもらってください。

なお、この案内の中で「看護師等養成施設」とあるのは、保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成している、専門学校（通信制を含む。）、大学、高等学校（衛生看護科）のことです。



修学資金についてのお問合せは各高等学校の担当者へ

学校名：

電話番号：

令和7年度 東京都看護師等修学資金（貸付金）のご案内 目次

1 制度の概要

(1) 制度の目的	p.1
(2) 予約申込みについて	p.1
(3) 貸与月額、期間及び口数	p.1
(4) 申込から返還・免除までの主な流れ	p.1
(5) 貸与資格	p.1
(6) 審査（選考）及び貸与内定（通知）	p.2
(7) 貸与決定（通知）	p.2
(8) 貸与方法	p.2
(9) 借用証書の作成	p.2
(10) 返還	p.2
(11) 利子と延滞利子	p.3
(12) 滞納	p.3
(13) 返還の猶予及び免除	p.3
(14) シミュレーション	p.5
参考1 都内施設	p.6
参考2 指定施設	p.6

2 申込手続 p.6

3 申込に必要な書類

(1) 必要書類一覧表	p.7
(2) マイナンバー及び健康保険証の取扱いについて	p.7
(3) 申込者等住民票	p.8
(4) 扶養者等の収入等に関する証明書類	p.8~12
(5) 家族の状況（貸与審査時の所得控除）及び特別控除について	p.13

4 連帯保証人の資格と提出書類

(1) 連帯保証人の資格等	p.14
(2) 連帯保証人の提出書類	p.15

5 申込書類の記入方法

(1) 修学資金貸与申込書	p.16~21
(2) 東京都看護師等修学資金口座振込依頼書・変更届	p.22~23
(3) 東京都看護師等修学資金の振込先として利用できる金融機関（令和6年7月現在）	p.24

参考3 収入確認書類フロー図 p.25

参考4 本人以外の就学生の学校区分 p.25

東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋） p.26~29

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋） p.30~35

修学資金制度概要（連帯保証人になっていただく方へ必ずお渡してください。） 巻末

1 制度の概要

(1) 制度の目的

東京都看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）は、看護師等養成施設等に進学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある方に対し、修学資金を貸与（貸付け）することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的とした制度です。

(2) 予約申込みについて

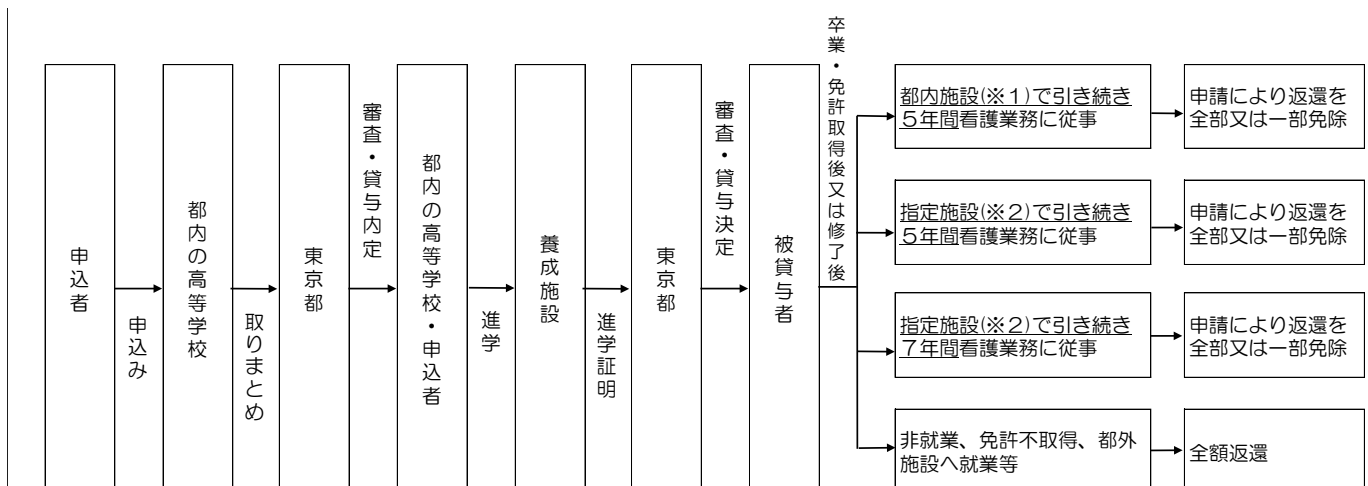
看護師等養成施設に進学を予定している都内の高校生が、高校在学中に予約申込みをすることで、養成施設へ入学後、通常申込よりも早く修学資金の貸与を受けることができる制度です。

(3) 貸与月額、期間及び口数

養成所等(※)	貸与月額	貸与期間(最大)	貸与口数
保健師、助産師、看護師、 准看護師、大学院修士課程	25,000円 50,000円 75,000円 100,000円	正規の修業年限	4種類の貸与月額のうち いずれか一口のみ

※設置主体には、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立病院機構を含みます。

(4) 申込みから返還・免除までの主な流れ



※1 都内施設…P6参考1参照

※2 指定施設…P6参考2参照

(5) 貸与資格

次の①から⑥までの要件を全て満たした者の中から選考の上、貸与します。

- ① 申込時点で、都内に住所を有し、かつ都内の高等学校に在学していること。
- ② 保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設（※1）に進学予定であること。（都外の養成施設に進学予定の場合、入学後も引き続き、都内に住所があること。）
- ③ 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。
- ④ 経済的理由により修学困難であること。
- ⑤ 同種の修学資金を借り受ける予定がないこと。（※2）
- ⑥ 養成施設卒業又は大学院修了後、都内施設又は指定施設において引き続き5年以上、看護業務に従事する意思を有すること。

※1 養成施設は、都内・都外に関わらず、修学資金の対象校として指定を受ける必要があります。

※2 「同種の修学資金」とは、東京都育英資金及び地方公共団体による返還免除規定のある修学資金のことをいいます。ただし、日本学生支援機構との併用は可能です。

※3 既に同一過程又は別課程で修学資金の貸与を受けていた場合は、同じ課程又は別課程で再度貸与を受けることができません。また、申込時点で看護師等の免許を既に取得している場合、保有免許と同一課程での貸与を受けることはできません。

(6) 審査（選考）及び貸与内定（通知）

申込書類等を審査（選考）の上（※）、貸与の可否を決定し、2月上旬頃通知します。

なお、貸与内定は、申込者本人、連帯保証人及び各高等学校に通知します。内定通知の前に、内定の可否について申込者本人からの問合せにはお答えできませんので御了承ください。

また、申込書裏面の「進学予定の養成施設等名称」に記載の養成施設に対しても、東京都から内定者の通知を行います。入学前に、進学予定者である旨を連絡しますので御了承ください。貸与内定後に進学予定先が変更又は不合格になった場合は、「修学資金貸与内定に係る変更・取下げ願」を御提出ください。

※ 予算枠を超過する申込があった場合は、所得の低い方から優先的に貸与する場合があります。

(7) 貸与決定（通知）

養成施設に進学後、養成施設にて進学の確認を行います。進学の確認後、貸与決定通知を、各養成施設を通じて行います。

(8) 貸与方法

貸与決定後、申込時に申請された本人名義の指定口座に振り込みます。振込回数は年4回となります。

<振込時期>

	予約申込み	
	回数	振込時期
4月～6月分	1回目	5月中旬
7月～9月分	2回目	7月中旬
10月～12月分	3回目	10月中旬
1月～3月分	4回目	1月中旬

(9) 借用証書の作成

修学資金の貸与が終了したとき、又は退学等により修学資金の貸与が廃止されたときは、修学生は修学資金借用証書に連帯保証人と連署・押印の上、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して提出しなければなりません。

(10) 返還

ア 返還事由及び返還時期

返還事由	返還時期
(ア) 退学、都外転出（都外在学者）、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき、不正手段によって貸与を受けたとき、死亡等（条例第9条第1項第1号から第5号まで又は第7号）	返還事由が生じた日の属する月の翌月から
(イ) 貸与を辞退した後、養成施設を卒業し又は大学院を修了したとき。（条例第9条第1項第6号）	返還事由が生じた日の属する月の翌月から6か月経過した日から
(ウ) 貸与期間が終了したとき。（条例第11条第1項第3号）	

イ 返還方法、返還期間及び月賦額

返還方法	貸与月額	返還期間	月賦額
月賦、半年賦、一括払のいずれかの方法により、口座振替により返還	25,000 円	貸与を受けた期間と同期間	25,000 円
	50,000 円	貸与を受けた期間と同期間	50,000 円 (※1)
	75,000 円	貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間	
	100,000 円	貸与を受けた期間の 2 倍の期間	

※1 一定の条件（猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を 25,000 円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないとき）を満たしたときは、月賦額を 25,000 円とすることも可能です。ただし、希望により、この額以上の月賦額とすることができます。

(11) 利子と延滞利子

修学資金の貸与金は、無利子です。ただし、返還すべき日（納入期限）までに返還しなかった場合、年3%（令和6年10月現在。以下同じ。）の延滞利子が加算されます（閏年についても 365 日当たりの割合となります。）。

(12) 滞納

返還金を滞納した場合、本人及び連帯保証人に対して督促、催告のほか、強制執行等の法的措置を取ることがあります。

(13) 返還の猶予及び免除

次の要件を満たした場合は、所定の申請手続きにより、返還が猶予及び免除されます。

貸与月額	猶予の要件	猶予額	免除の要件	免除額
25,000 円	都内施設従事	25,000 円×貸与月数	都内施設に5年間従事	25,000 円×貸与月数
50,000 円	指定施設従事	50,000 円×貸与月数	指定施設に5年間従事	50,000 円×貸与月数
	都内施設従事	50,000 円×貸与月数	都内施設に5年間従事	50,000 円×貸与月数
75,000 円	指定施設従事	75,000 円×貸与月数	指定施設に5年間従事	75,000 円×貸与月数
	都内施設従事	50,000 円×貸与月数	都内施設に5年間従事	50,000 円×貸与月数 (25,000 円×貸与月数分は返還)
100,000 円	指定施設従事	100,000 円×貸与月数	指定施設に7年間従事	100,000 円×貸与月数
		75,000 円×貸与月数	指定施設に5年間従事	75,000 円×貸与月数 (※25,000 円×貸与月数分は返還)
	都内施設従事	50,000 円×貸与月数	都内施設に5年間従事	50,000 円×貸与月数 (※50,000 円×貸与月数分は返還)
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き養成施設等に在学 ・試験不合格 ・進学 ・やむを得ない理由 	貸与月額×貸与月数	/	/
			/	/

なお、養成施設（大学院を除く。）に在学する方で、既に看護師免許を取得している場合は、保健師又は助産師免許を取得し、卒業後都内施設又は指定施設において保健師又は助産師として従事すると免除になります。就業に際して、保健師又は助産師の職務に従事しない場合は返還となります。

- ※1 従事猶予及び進学猶予を受けている方を対象に、従事及び在籍状況等、現況の確認を2年目以降毎年行います。東京都から連絡が来た際は、指示された書類の提出をお願いいたします。
- ※2 返還中の場合、猶予の対象となるのは申請の翌月分からです。申請から遡って返還を猶予することはできません。
- ※3 免除の要件は、原則として卒業後すぐの就職先により判断します。
- ※4 指定施設から都内施設、都内施設から指定施設への転職は、全期間を都内施設で従事したものとみなします。

(14) シミュレーション

各貸与月額における免除完了に至るまでのシミュレーション図は以下のとおりです。ただし、これらは一例であり、貸与状況と猶予申請等により、個別に状況は変わりますので御注意ください。

I 貸与月額2.5万円×貸与月数36か月(貸与総額90万円)の例

①卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							900,000円	0円	25,000×36ヶ月

②卒業後、都外施設に就業した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
返還							0円	900,000円	25,000×36ヶ月

II 貸与月額5万円×貸与月数36か月(貸与総額180万円)の例

①卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							1,800,000円	0円	50,000×36ヶ月

②卒業後、指定施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							1,800,000円	0円	50,000×36ヶ月

III 貸与月額7.5万円×貸与月数36か月(貸与総額270万円)の例

①卒業後、指定施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							2,700,000円	0円	75,000×36ヶ月

②卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							1,800,000円	0円	50,000×36ヶ月
返還(※)								900,000円	25,000(※)×36ヶ月

IV 貸与月額10万円×貸与月数36か月(貸与総額360万円)の例

①卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							1,800,000円	0円	50,000×36ヶ月
返還(※)								1,800,000円	25,000(※)×72ヶ月

②卒業後、指定施設に7年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							3,600,000円	0円	100,000×36ヶ月

※ 一定の条件(猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を25,000円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないとき)を満たしたときは、月賦額を25,000円とすることも可能です。

参考1 都内施設

看護職員の確保が必要と認められる施設として、都内に存する施設であって、医療法その他法令に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するものをいいます。(条例第2条第5号、規則第2条の2)

例) 病院(200床以上)、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、保健所等

なお、規則改正等により都内施設の条件が変わる場合があります。都内施設としての該当の有無は、就業時に判断することとなります。

参考2 指定施設

看護職員の確保が特に必要と認められる施設として、規則第2条で定める施設(30ページ参照)です。

例) 病院(200床未満)、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

なお、規則改正等により指定施設の条件が変わる場合があります。指定施設としての該当の有無は、就業時に判断することとなります。

※保健医療局ホームページに主な都内施設、指定施設の一覧を掲載しています。参考までに御確認ください。

(<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/shisetsu.html>)

2 申込手続

必要書類を、各高等学校に提出してください。各高等学校では、書類作成のため、それぞれ提出期限を設けていますので、案内に従ってください。書類の不備や記載事項に偽りがある場合は、審査(選考)の対象外となる場合もありますので、十分注意してください。

また、貸与資格の確認のため、必要書類のほかに関係書類を提出していただくことがあります。

なお、一度御提出いただいた書類は、いかなる理由があっても返却できません。

3 申込に必要な書類

(1) 必要書類一覧表

申込の際に必要な書類は以下のとおりです。コピーと記載のあるものを除いて、全て原本を提出してください。

なお、状況により追加資料がある場合もございますので、御了承ください。

○…必ず提出

△…該当がある場合のみ提出

	必要書類		区分	備考	詳細
申込者	①	チェックリスト	○		
	②	修学資金貸与申込書	○	(注1)	P16~20
	③	申込者や扶養者の住民票	○	(注2)	P8~12
		申込者と同一生計の者で上記住民票に記載されていない者がいる場合、その者の住民票又は健康保険証のコピー	△		
	④	扶養者等の収入等に関する証明書類	○		
	⑤	家族の状況についての証明書類	△		P13
		特別控除等についての証明書類	△		
	⑥	東京都看護師等修学資金口座振込依頼書	○		P22~23
通帳のコピー		○			
⑦	看護師等免許証のコピー	△			
連帯保証人	⑧	連帯保証人の住民票	○	(注2)	P14~15
	⑨	連帯保証人の収入を証明する書類	○		
	⑩	連帯保証人の印鑑登録証明書	○		

(注1) 申込書様式が改正されていますので、必ず本冊子に同封の申込書又は、ホームページからダウンロードした最新の様式(両面印刷のもの)を使用してください。

(注2) 連帯保証人と扶養者が同一の場合で、③④と⑧⑨の内容が重複する際は、③④のみの提出でかまいません(⑧⑨として再度提出する必要はありません。)

(2) マイナンバー及び健康保険証の取扱いについて

① マイナンバーが記載された書類は提出しないでください。

マイナンバーを使用できる事務は、法律や条例で定められています。東京都看護師等修学資金はマイナンバーを使用できない事務ですので、マイナンバーが記載された書類は、本人の同意があっても受理することができません。

※住民票や収入証明書類(特に給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)に記載されていることが多いので注意してください。

②健康保険証を提出する際は、**保険者番号、被保険者等記号、番号にマスキングを施し、見えないようにして提出してください。**

(3) 申込者等住民票

同一生計(*)に係る世帯の令和6年9月1日以降に発行された住民票を提出していただきます。

(*)同一生計については、19ページを参照してください。

① 申込者の住民票

申込者と同一世帯全員(※)のもので、世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者全ての記載があるもの。

※住民票に「世帯全員のものである」旨の記載があることが必要です。

単身世帯の方も住民票請求の際に「全員」分と請求してください。

② 次のいずれかに該当するときは、上記の住民票に加えて、次の書類を提出してください。

ア 申込者と扶養者の住民票が別である場合

- ・扶養者の住民票（その扶養者と同一世帯全員の記載のあるもの）

イ 上記の住民票に記載されている方以外に被扶養者がいる場合

- ・その方の住民票。ただし、その方の氏名、住所、生年月日が確認できる公的書類（健康保険証のコピー等）があれば住民票に代えることができます。

ウ 住民票記載の住所と現住所が相違する場合

- ・追加で書類提出が必要です。詳細は各高等学校の修学資金担当者にお問い合わせください。

(4) 扶養者等の収入等に関する証明書類

同一生計に係る世帯の収入状況を証明する書類を提出していただきます。（9～12ページ参照）

※申込者の扶養関係の状況により、収入に関する証明書類を提出する方が異なります。

申込者	扶養者	収入に関する証明書類の提出が必要な方	備考
扶養を受けている	父母	父母双方(※)	父母の一方や配偶者が「控除対象配偶者」の場合は、当該「控除対象配偶者」分の証明書類は不要です。ただし、「配偶者特別控除」の対象となっている場合は、証明書類が必要となります。
	父母以外	その方とその方の配偶者	
扶養を受けていない		申込者本人、配偶者	

(※) 世帯の収入は、「①扶養者」と「②その配偶者」の収入の合計を計上します。

離別等により、①②双方の収入に関する証明書類を提出できない場合は、①の収入に関する証明書類から、ひとり親であることを確認します。

収入に関する証明書類からひとり親であることが確認できない場合は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書のコピー」または「戸籍抄本」を追加で提出してください。

<収入及び扶養状況等に関する証明書類の提出一覧表>

同一生計における扶養者及びその配偶者について、該当する就業状況（ア～エ）に応じて、下表にある必要書類を提出してください（25ページの参考3「収入確認書類フロー図」参照）。

令和5年1月2日以降の就業状況の変更有無により、提出書類が異なりますので、ご注意ください。

ア 「（1か所のみから）給与を受けている」

就業状況	必要書類	申込書への記入方法
①令和5年 1月2日以降に 就職・転職なし	「令和5年分の源泉徴収票のコピー」 ※2か所以上から給与を得ている者は、（注1）参照	●源泉徴収票 【支払金額】を『(1)給与・年金収入』の欄に記入します。
②令和5年 1月2日以降に 就職・転職あり	「Aのいずれか」及び「Bのいずれか」の書類 （Bは扶養者である場合のみ必要です。） A ・「年収見込証明書のコピー」（新勤務先発行。新勤務先の公印必須。） または ・「直近3か月以上の給与明細のコピー」 （新勤務先発行） ※氏名・勤務先名称が確認できること B ・「扶養証明書のコピー」（新勤務先発行。新勤務先の公印必須。） ※（注2）参照 または ・「令和6年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書のコピー」（扶養者の新勤務先にて取得） ※旧勤務先からの証明は、不要です。	●年収見込証明書 年収見込額を『(1)給与・年金収入』の欄に記入します。 ●給与明細 以下のとおり年収見込額を推算し、『(1)給与・年金収入』の欄に記入します。 賞与ありの場合：平均月収×16 賞与なしの場合：平均月収×12 ※申込時に計算式が記入されていない場合は平均月収×16で計算します。

（注1）2か所以上から給与を得ていて確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして、「確定申告書（控）のコピー」を提出してください。次ページ参照。

（注2）「扶養証明書」は、所得税法上の扶養関係である旨と、扶養者の氏名、所得税法上の扶養親族全員の氏名、続柄及び生年月日を記載し、扶養者の勤務先（転職後の場合は新勤務先）による公印での証明の上、提出してください。

イ 「個人で事業を営んでおり、確定申告をしている」

就業状況	必要書類	申込書への記入方法
③令和5年 1月2日以降に 廃業等なし	<p>下枠中のいずれかの書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年分の確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピー」 ※税務署の受付印がない場合（注3）参照 ※電子申告をした場合（注4）参照 ・「市（区町村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピー」 （令和6年2月～3月に申告したもの） ※（注5）、（注6）参照 ※勤務先の記載がない場合（注7）参照 </div>	<p>【所得金額】の合計を『(2)事業・他の所得』の欄に記入します。</p> <p>●給与所得、雑所得（公的年金）が含まれている場合</p> <p>【収入金額等】欄 →給与及び公的年金等の額を『(1)給与・年金収入』の欄に記入します。</p> <p>【所得金額】欄 →合計額から給与及び雑（公的年金等）を差し引いた金額を『(2)事業・他の所得』の欄に記入します。</p>
④令和5年 1月2日以降に 開業等あり	<p>「A」及び「Bのいずれか」の書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>A</p> <p>・「直近3か月以上の帳簿等のコピー」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年分の確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピー」 ※税務署の受付印がない場合（注3）参照 ※電子申告をした場合（注4）参照 または ・「市（区町村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピー」 （令和6年2月～3月に申告したもの） ※（注5）、（注6）参照 ※勤務先や屋号の記載がない場合（注7）参照 </div>	<p>収入（売上）金額から必要経費を差し引いて所得を推算し、『(2)事業・他の所得』の欄に記入します。</p> <p>左記必要書類の余白に計算式を記入してください。</p>

（注3）確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は、市区町村発行の令和5年分所得についての「課税（所得）証明書」または「税務署発行の納税証明書（その2）」のいずれかを追加で提出してください。

（注4）e-taxなどの電子申告により行った場合は、「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を提出してください。いずれも受付日時等が印字されたものを提出する必要があります。

（注5）「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は所得の内訳の記載がないため証明書として認められません。

（注6）不動産収入のみの場合は、「開業届」または、「青色申告書（控）の写し」を追加で提出してください。

（注7）事業主・事業内容・勤務先住所を記載し、署名・実印を押印した「自営業就労申立書」を追加で提出してください。

ウ 「申込日現在、無職・無収入」

就業状況	必要書類	申込書の記入
<p>⑤令和5年 1月2日以降に退職 後、無職・無収入</p>	<p>「Aのいずれか」及び「B」の書類</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「退職証明書のコピー」(旧勤務先にて作成。様式自由。 旧勤務先の公印必須。) または ・「退職日の記載のある源泉徴収票のコピー」 または ・「雇用保険受給資格者証のコピー」 (ハローワークより交付) または ・「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー または 離職票のコピー」 <p>※いずれも退職日・旧勤務先名称等が確認できること</p> <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各種健康保険証のコピー」 <p>※所得税法上の扶養親族がいる場合は(注8)参照</p>	<p>『(1)給与・年金収入』 の欄に「0(ゼロ)」と記 入します。</p>
<p>⑥令和5年 1月2日以降、 休職している場合</p>	<p>「A」及び「B」の書類</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年収見込証明書」 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各種健康保険証のコピー」 	<p>年収見込額を『(1)給 与・年金収入』の欄に記入 します。</p>
<p>⑦令和5年 1月1日以前から、 現在まで収入なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度住民税課税(非課税)証明書」 <p>※「所得金額0円」と記載があること(市区町村発行)</p>	<p>『(1)給与・年金収入』 の欄に「0(ゼロ)」と記 入します。</p>
<p>⑧令和6年分から 配偶者等の扶養に 入った場合 (前年の源泉徴収 票等に被扶養者と して記名がない)</p>	<p>下枠中のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「扶養証明書」(様式自由) ※(P9注2)参照 または ・「令和6年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告 書のコピー」(扶養者の勤務先にて取得) または ・「『次回の確定申告で税法上の扶養親族とする』旨の 確約書」(扶養者が確定申告をしている場合のみ) 	<p>扶養に入った者の『(1) 給与・年金収入』の欄に「0 (ゼロ)」と記入します。</p>

(注8) 所得税法上の扶養親族がいる場合、本人が作成した「扶養申告書」(様式自由)と、「令和6年度住民税課税(非課税)証明書」を提出してください。

エ 「その他」

就業状況	必要書類	申込書の記入
⑨年金を受給中	<p>下枠中のいずれかの書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> •「年金振込通知書のコピー」 または •「年金額改定通知書のコピー」 (日本年金機構より交付) </div>	<p>年額を『(1)給与・年金収入』の欄に記入します。</p>
⑩生活保護を受給中	<ul style="list-style-type: none"> •「生活保護受給証明書のコピー」 (受給者全員分) (住所地の市区町村福祉事務所より交付) 	<p>収入がある場合は、『(1)給与・年金収入』の欄に収入額を記入します。 収入がない場合は、『(1)給与・年金収入』の欄に「0(ゼロ)」と記入します。 申込書の『生活保護』の『該当』欄に○を記入してください。</p>

正確な収入・所得金額、扶養家族人員等が確認できない場合は、追加書類を提出していただくことがあります。

(5) 家族の状況(貸与審査時の所得控除)及び特別控除について

同一生計の者の中に以下に該当する者がいる場合は、資料の提出が必要です。

＜家族の状況（貸与審査時の所得控除）＞

家族の状況	必要書類	申込書の記入
i 高等学校以上に在学する者がいる場合	高等学校以上に在学する学生の「 学生証のコピー 」 ※氏名、学校名、在学期間（入学年度）が確認できること	家族構成（イ就学者）欄に氏名等を記載します。
ii 障害のある者がいる場合	下枠中のいずれかの書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者手帳のコピー」（例：身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等） ・「住民税課税（非課税）証明書」 ※「障害者」の表示が確認できること </div>	障害者の欄に○を記入します。
iii 母子・父子家庭で18歳未満の子を扶養する場合 (収入証明書類で、確認できない場合)	ひとり親であることが確認できるいずれかの公的書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「マル親医療証のコピー」 ・「児童扶養手当証書のコピー」 ・「児童育成手当受給者証のコピー」 ・「令和6年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書のコピー」 ・戸籍抄本 等 </div> ※ <u>上記書類を提出できない場合のみ</u> 、「 事情書 」、「 ひとり親家庭申告書 」（扶養者が作成、様式自由）及び「 令和6年度住民税課税（非課税）証明書 」の全てを提出してください。	母子・父子家庭の欄に○を記入します。

＜特別控除＞

特別控除	必要書類	申込書の記入
i 主たる生計支持者が単身赴任等により別居している場合	① 別居の事由を証明する書類（辞令等）のコピー ② 別居により特別に支出している費用の領収書や不動産の賃借関係書類のコピー	②の合計額を記入します。 (引越代、帰省交通費、住居費、食費、光熱水費、家具・家事用品の実費に限る。)
ii 長期療養者がいる場合	①医師の診断書のコピー ②療養のために特別に支出している金額を証明する書類（医療費の領収書等）のコピー	②の合計額を記入します。 ※「長期療養者」とは、申込時現在において6か月以上療養中の方、または療養が必要と認められる方です。
iii 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた場合	災害、盗難等の証明書 (警察、消防、その他官公署で発行)	控除額は、最低限度の衣料・家具等の購入費、修理費等のみで、保険や損害賠償等により補填された金額は控除額から除きます（所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除可。）。

4 連帯保証人の資格と提出書類

(1) 連帯保証人の資格等

- ① 連帯保証人は1名必要です。
- ② 原則、4親等以内の親族であること（配偶者も含む。）（※1）。
- ③ 成年であること。
- ④ 貸与申込時から返還終了時まで一定の職業に就き、かつ独立の生計を営んでいること（無職の者、年金収入のみの者、生活保護受給者は原則として不可）。
- ⑤ 本修学資金に関して、他の被貸与者、申込者の保証をしていない（しない）こと。
- ⑥ 債務整理中（破産等）ではないこと。
- ⑦ 所得税法上の扶養に入っていないこと（※2）。

※1 ②を満たせない場合、以下の基準以上の収入を有していれば可とします。

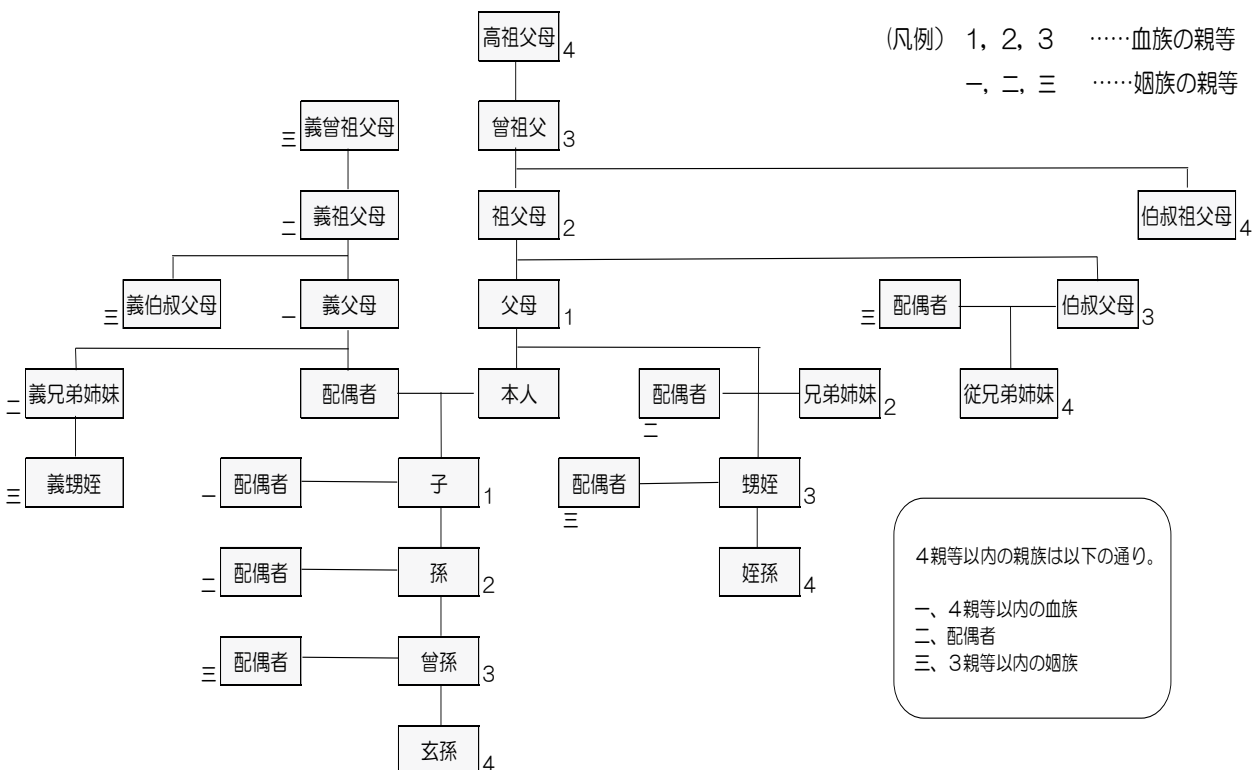
世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人	10人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円	648,000円

※2 所得税法上の扶養に入っている方は、連帯保証人になることができません。

例：母親に収入があり、父親の所得税法上の扶養に入っている場合 ⇒ 父親のみ連帯保証人可

母親に収入があり、父親の所得税法上の扶養に入っていない場合 ⇒ 父親も母親も連帯保証人可

参考 4親等以内の親族の範囲



(2) 連帯保証人の提出書類

連帯保証人について、次の書類を提出してください。

提出書類		注意事項
1	印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金貸与申込書の裏面に押印する印鑑は、印鑑登録証明書と同じものを使用してください。 ・ <u>令和6年9月1日以降に発行されたもの</u>
2	収入に関する証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9～12ページの<収入及び扶養状況等に関する証明書類の提出一覧表>を参考に、収入に関する証明書類を提出してください。ただし、扶養に関する書類(表中㊸)は不要です。 ※ 源泉徴収票の退職日に記入がある場合は無効です。申込現在の就業状況を確認するため、現勤務先等の収入証明書類を提出してください。 ※ 住民税課税証明書は、就業先が確認できないため、証明書類として認められません。
3	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者全ての記載がある</u>住民票を提出してください。 ・ <u>令和6年9月1日以降に発行されたもの</u> ※ マイナンバーは記載しないでください。 ・ <u>「世帯全員のものである」旨の記載があることが必要です。</u>単身世帯の方も住民票請求の際に「全員分」と請求してください。

【注意事項】

- (1) 貸与申込書への署名・押印は、必ず連帯保証人となる本人が行ってください。
- (2) 連帯保証人になっていただく方には、この制度について十分に御理解いただけるよう、巻末の『【連帯保証人の方へ】東京都看護師等修学資金制度概要』を切り取って渡し、必ず承諾をとってください。
貸与終了時にはあらかじめ借用証書への連帯保証人の署名・押印と印鑑登録証明書の提出が必要です。
なお、貸与終了時から返還終了時までは無職又は年金収入のみになられた方は、連帯保証人を変更していただきます。
- (3) 貸与内定時及び貸与決定時には、連帯保証人宛てに通知を送付します。
- (4) 署名等に疑義がある場合は、東京都より、連帯保証人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

5 申込書類の記入方法

(1) 修学資金貸与申込書

【注意事項】

- (1) 20～21ページの記入例を参考にして記入してください。
- (2) 申込書は、必ず両面印刷のものを使用してください。
- (3) 記入に当たっては、黒又は青の油性ボールペンを使用してください。消えるボールペンや鉛筆は使用できません。
- (4) 訂正の際は、修正テープ等を使用せず、二重線を引き、訂正印を押印してください（スタンプ印（シヤチハタ等）は利用不可）。訂正印は、記入している方の印鑑を使用してください。
- (5) 事実と異なる場合、記入漏れがある場合には、審査の対象外となりますので注意してください。

【表面】

番号	区分	内容
①	学校課程コード	・東京都が記入します。
②	貸与希望月額	・希望する貸与月額1つに○を記入してください。 ★金額を訂正する場合は、 <u>申込者及び連帯保証人双方の印で訂正していただくか、申込書を再度作成してください。</u>
③	フリガナ 氏名	・フリガナはカタカナで記入し、姓と名との間は1マス空けてください。 ・フリガナの濁点（゜）や半濁点（゜）は1マスに記入してください。 ・氏名は漢字等で記入し、姓と名との間は1マス空けてください。 ・住民票に記載されている氏名を記入してください。
	生年月日	・和暦で記入してください。
④	年齢	・申込日現在の年齢を記入してください。
	学年・入学年度	・学年は「1」と記入してください。 ・入学予定の年度を記入してください。
	現住所	・住民票に記載されている住所（現住所）を記入してください。1行目は、〇—〇—〇のように番地までを記入し、2行目は、〇〇様方、〇〇アパート、〇〇寮、〇〇マンションの〇号室を記入してください。 （例）東京都新宿区西新宿2丁目8番地1新宿マンション203号室 →1行目「東京都新宿区西新宿2-8-1」 2行目「新宿マンション203号室」
⑤	電話番号	・必ずハイフンを記入してください。 ・自宅番号あるいは携帯番号が無い場合は、空欄とせず、「—」を記入してください。
⑥	連帯保証人	・連帯保証人の住所は、住民票及び印鑑登録証明書と同じ住所（現住所）を記入してください。 ・氏名、フリガナ、生年月日、現住所、電話番号の記入は本人欄と同様に記入してください。

⑥	連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・職業は、会社員、公務員、農業、自営業等のように記入してください。 ・年収は、収入証明書類から算出した金額を記入してください。2か所以上から収入がある場合は、合計額を記入してください。 ・「修学資金貸与申込書」の裏面に連帯保証人の自署と、実印（印鑑登録証明書の印と同じ）の押印が必要です。
	看護師等修学資金の貸与の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「ある」、「ない」のどちらかに○を記入してください。
	同種の修学資金の貸与の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>養成施設進学後、同種の修学資金の貸与を受ける予定があるか</u>、又は申込みをしているかどうかを記入の上、「いる」の場合は、当該修学資金の名称を記入してください。 ・「同種の修学資金」とは、「東京都育英資金」及び「地方公共団体による返還免除規定のある修学資金」のことをいいます。同種の修学資金と東京都看護師等修学資金の併用はできません。
	看護師等免許の取得の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「はい」、「いいえ」のどちらかに○を記入してください。「はい」の場合は、取得している免許の種別を選択し、免許証のコピーを提出してください。
⑦	家計の状況	<p>申込者と同一生計の方（19ページ参照）について、次の要領で必要事項を記入し、それぞれ証明書類を提出してください。</p> <p>【共通】</p> <p><氏名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が扶養に入っている場合 ⇒ 扶養者とその配偶者の氏名を記入し、その二人の所得税法上の扶養親族全てを記入してください。 ・申込者本人が扶養に入っていない場合 ⇒ 申込者本人とその配偶者の氏名を記入し、その二人の所得税法上の扶養親族全てを記入してください。 ・申込者本人と就学している（昼間・夜間を問いません）家族の方は「イ 就学者」欄に、それ以外の家族の方は「ア 就学者を除く家族」欄にそれぞれ記入してください。 <p><続柄・年齢></p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄は、申込者本人との関係（父、兄、祖母等）を記入し、年齢は、申込日現在の年齢を記入してください。 <p><障害者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当者がいる場合は○を記入し、13ページのとおり資料を提出してください。 <p>【就学者を除く家族】</p> <p><収入又は所得金額の年額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額に「¥」、「,」は付けずに記入してください。 ・申込者本人が扶養に入っている場合 ⇒ <u>扶養者とその配偶者の収入</u>を、記入してください。 ・申込者本人が扶養に入っていない場合 ⇒ <u>申込者本人とその配偶者の収入</u>を、記入してください。ただし、配偶者が扶養親族（控除対象配偶者）となっている場合、配偶者の収入欄は「0」と記入します。 ・給与を受けている方は、源泉徴収票の「支払金額」を（1）「給与・年金収入」欄に、自営業の方は、確定申告の「所得金額の合計」を（2）「事業・他の所得」

⑦	家計の状況	<p>欄に、記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が扶養に入っていない場合 ⇒ <u>申込者本人とその配偶者の収入</u>を、記入してください。ただし、配偶者が扶養親族（控除対象配偶者）となっている場合、配偶者の収入欄は「0」と記入します。 ・給与を受けている方は、源泉徴収票の「支払金額」を（1）「給与・年金収入」欄に、自営業の方は、確定申告の「所得金額の合計」を（2）「事業・他の所得」欄に、記入してください。 ・令和5年1月2日以降に転職のあった方は、年収見込額を記入してください。 ・現在無収入の方、令和5年から配偶者等の扶養に入られた方は、「0」と記入します。 ・被扶養者のパート、アルバイトの収入額は、記入不要です。
⑧	家族構成	<p>【就学者】</p> <p>「設置者」、「学校区分」、「通学別」の該当する箇所に○を記入します。</p> <p><学校区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人以外は参考4を参照してください。 ・本人以外の就学者で高等学校以上に在学する方は、13ページのとおり資料を提出してください。 <p><学年></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高専の就学者の場合のみ</u>記入してください。 <p><通学別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養者と同居している場合には「1 自宅」に、そうでない場合には「2 自宅外」に○を記入してください。
⑨	家族人数	・家族構成欄に記入した家族の合計人数を記入してください。
	母子・父子家庭	・母子・父子家庭に該当する場合（主たる生計維持者が18歳未満の子を扶養するに限る。）は、○を記入してください。
	生活保護	・該当する場合は○を記入し、12ページのとおり必要書類を提出してください。
⑩	特別控除	・特別控除欄の事由に該当する場合は、13ページを参考に控除額を記入し、必要書類を提出してください。

【裏面】

番号	区分	内容
⑪	進学予定の養成施設名称	・申込時点で進学予定の養成施設（学部・学科・課程等まで）を記入してください。（第一志望校のみ記入。内定後に進学先が変更になった場合は2ページ(6)参照。）
⑫	修学資金貸与の希望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>修学資金貸与を希望する理由</u>」、「<u>勉学に対する意欲</u>」、及び「<u>養成施設卒業後“都内で”看護業務に従事する意思</u>」をはっきりと示し、申込者本人が記入してください。 ・上記の記載がない、又は勉学意欲や都内に就業意思が明確でない場合、審査対象外となります。
⑬	署名・押印	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者が未成年の場合は、必ず親権者又は後見人の同意を受け自署してください。 ・署名は必ず本人、親権者又は後見人、連帯保証人が各々自署してください。 ・連帯保証人は実印（印鑑登録証明書と同じ印）で押印してください。

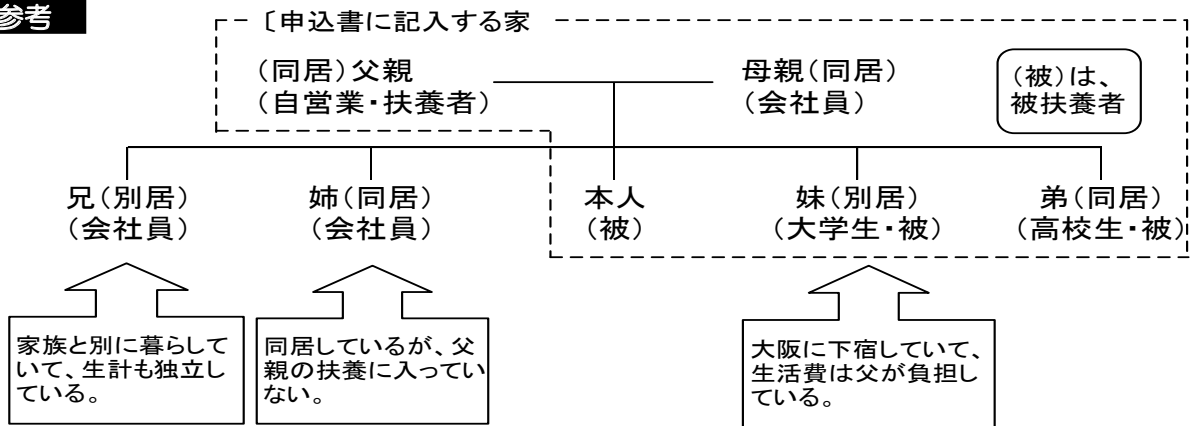
同一生計の範囲

同一生計であるかどうかは、源泉徴収票、課税証明等で確認し、所得税法上の扶養関係で判断します。

◇ 次にあてはまる方全員が同一生計となります。

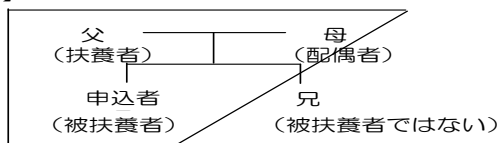
- ① 申込者
 - ② 申込者が被扶養者の場合、申込者の扶養者、その扶養者の配偶者、その他の被扶養者
(同一世帯であっても、扶養されていない兄弟、祖父母等は同一生計になりません。
なお、配偶者は扶養の有無に関わらず、同一生計とみなします。)
 - ③ 申込者の配偶者及び被扶養者
- ※申込者が誰からも扶養を受けておらず、かつ配偶者がいない場合は、申込者のみとなります。

参考



- ・点線枠の中の家族(父親・母親・本人・妹・弟)が同一生計となり、この同一生計者を申込書の「家族構成」欄に記入します。
- ・兄のような場合(独立生計者)や、姉のような場合(親の扶養に入っていない)は、記入しないでください。
- ・この場合、住民票は、父親・母親・本人・妹・弟が記載されているものが必要です。また、妹の住民票が別世帯となっている場合は、妹の分も別途提出してください。

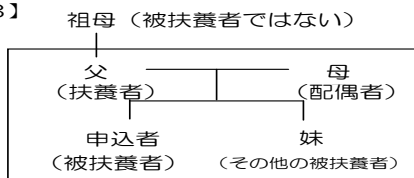
【例1】



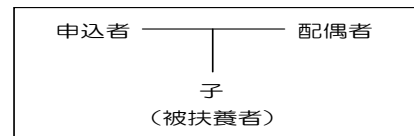
【例2】



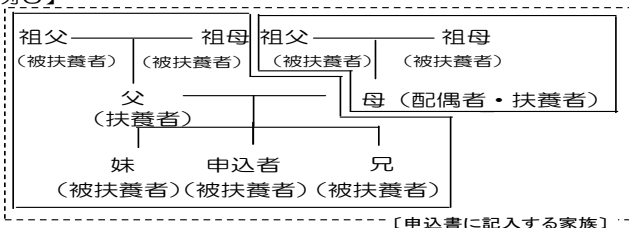
【例3】



【例4】



【例5】



※申込書の収入欄には、父と母の分を記入
※住民票は、点線で囲まれた家族の範囲

③濁点は1マス、
姓と名の間は1マス空ける。

(表)

★内容を訂正する場合は、二重線・
訂正印の上、修正してください。
(連帯保証人自署欄は、連帯保証人の実印
で訂正印を押印してください。)

②希望する貸与月額1つ
に○を付ける。

修学資金貸与申込書

受付番号	学校課程コード																				
貸与希望月額	2万5千円		5万円			7万5千円		10万円			左欄の貸与月額のうち、希望する貸与月額1つに○印をしてください。										
フリガナ	カンコ	シユウ	ウイチ			年齢	18		学年	1											
氏名	看護	修	一			生年月日	平成	1	8	0	9	3	0	入学年度	令和	7	年度				
郵便番号	160	-	00	23		自宅電話					携帯電話	080	-	12	34	-	56	78			
現住所	東京都新宿区西新宿2-8- 新宿マンション203										⑤電話番号は、ハイフンで つなげて記入する。ない場 合は「-」を記入する。	④年齢は、申込日現在で 記入する。									
フリガナ	カンコ	リョウ	ウイチ			生年月日	昭和	4	2	1	0	1	5								
氏名	看護	良	一			生年月日	昭和	4	2	1	0	1	5								
郵便番号	160	-	00	23		自宅電話	03	-	12	34	-	56	78	携帯電話	080	-	11	11	-	11	11
現住所	東京都新宿区西新宿5-6-7777 新宿ハイツ303										⑥勤務先名称、勤務先住所は、申込時点での勤務先を記 入する。										
続柄	父	職業	会社員		年収	4,322,537		勤務先電話	03	-	11	11	-	11	11						
勤務先住所	東京都新宿区西新宿2-8-100										勤務先名称	株式会社 新宿									
以前に東京都看護師等修学資金を受けたことがあるか	ある					ない					(ある場合)以前の貸与番号										
同種の修学資金の貸与を受けて(申込みして)いるか	いる					いない					(いる場合)修学資金の名称										
看護師等免許を既に取得しているか	はい					いいえ					(はいの場合いずれかに○) 保健師・助産師・看護師・准看護師										
家計の状況																					
ア 就学者を除く家族	番号	続柄	氏名	年齢	障害者	収入又は所得金額の年額															
						(1)給与・年金収入			(2)事業・他の所得												
	1	父	看護 良一	50		4	3	2	2	5	3	7	円								
	2	母	看護 喜子	50		2	2	2	3	6	0	0	円								
3	祖母	看護 花子	80									円									
4												円									
⑧家族構成は、申込者と同一生計にある方 全員を記入する。(主に所得税法上の扶養 関係で判断)※P19参照						⑧高専の場合のみ、在籍学年を記入 する。															
イ 就学者	番号	続柄	氏名	年齢	障害者	収入又は所得金額の年額						設置者	学校区分	学年 (高専のみ記入)	通学別						
						(1)給与・年金収入			(2)事業・他の所得												
	1	本人	看護 修一	18								円	1 国公立 2 私立	3 高等学校・5 専修学校(高等課程)・6 専修学校(専門課程)・7 大学、短大、大学院	-	1 自宅 2 自宅外					
	2	姉	看護 明子	21								円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高等・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学、短大、大学院		1 自宅 2 自宅外					
	3	弟	看護 努	14								円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高等・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学、短大、大学院		1 自宅 2 自宅外					
	4											円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高等・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学、短大、大学院		1 自宅 2 自宅外					
	5											円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高等・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学、短大、大学院		1 自宅 2 自宅外					
6											円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高等・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学、短大、大学院		1 自宅 2 自宅外						
家族人数	6人			備考																	
母子・父子家庭	該当		母子・父子家庭(主たる生計維持者が18歳未満の子を扶養する場合に限る。)の方は、左欄に○印をしてください。																		
生活保護	該当		生活保護法による生活保護を受けている世帯の方は、左欄に○印をしてください。																		
特別控除	事由															控除額					
	主たる生計維持者が別居している場合(別居による住居、光熱、水道、家具等の実費)										(71万円限度)					万円					
	長期に療養を必要とする人の世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)										(200万円限度)					万円					
火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までには被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)															万円						

⑦・給与を受けている(9ページ)場合
⇒(1)給与・年金収入に下記を記入
○源泉徴収票の支払い金額
○年収見込み証明書の年収見込額
・個人で事業を営んでおり、確定申告をしている(10ページ)場合
⇒(2)事業・他の所得に下記を記入
○確定申告書の所得金額
○直近3ヶ月以上の帳簿等の収入(売上)金額から必要経費を差し引いた額

業規格A列4番)

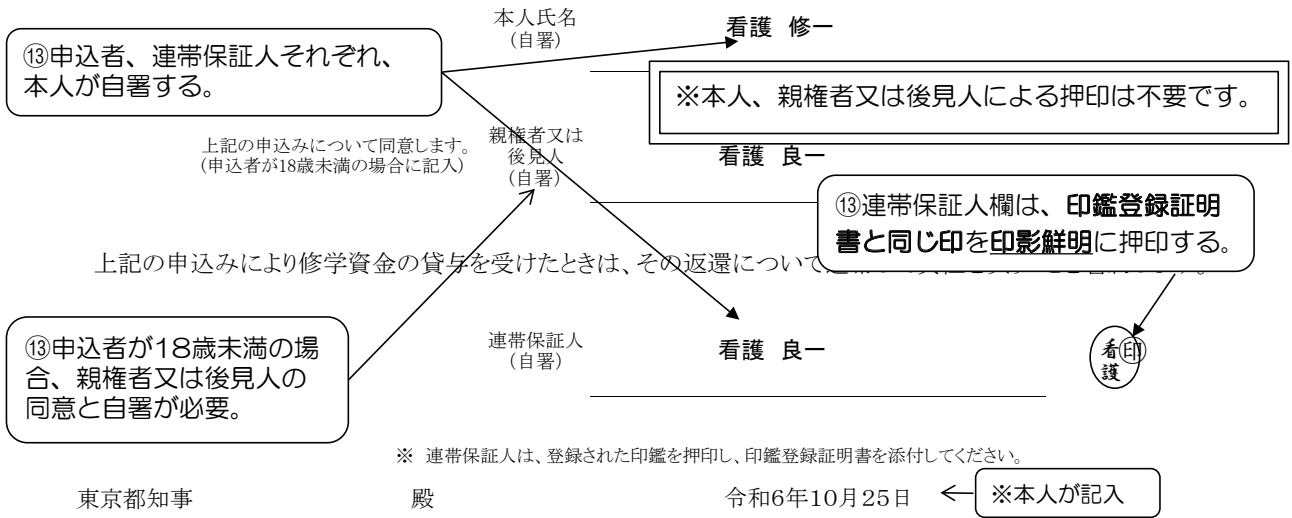
⑪第一志望校の学部や学科、課程等を詳細に記入。(内定後に進学先が変更になった場合は2ページ(6)参照。)

進学予定の養成施設等名称 <small>※進学前に申込みを行う場合のみ記入してください。</small>	<input type="radio"/> 看護専門学校 <input type="checkbox"/> △△学科 <input type="checkbox"/> □□課程
修学資金貸与の希望理由	修学資金貸与を希望する理由について、勉学に対する意欲と将来の展望を交えて記入してください。(申込者自署) ○○○○..... ○○○○..... ○○○○.....

⑫「修学資金の貸与を希望する理由」、「勉学に対する意欲」、及び「養成施設卒業後都内で看護業務に従事する意思」をはっきりと示し、申込者本人が記入してください。

申込書の記載事項に相違ありません。

東京都看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。



学校又は養成施設等記入欄	
現在の健康状態	<input checked="" type="radio"/> 1 健康 2 その他 (その他の場合には診断書を添付すること。)
推薦所見	○○○○..... ○○○○..... ○○○○.....
	※高等学校等が記入する。 高等学校にて、『備える見込みのある』に○を記入する。

上記のとおり東京都看護師等修学資金貸与条例第3条に規定する要件を備える者として、適格であると認め、同条例に定める修学資金を受ける者として推薦します。

東京都知事

殿

令和6年10月25日

推薦者 学校又は養成施設等名称
 学校長又は施設長氏名

○×高等学校
 修学太郎

印 学校長の印

(2) 東京都看護師等修学資金口座振込依頼書・変更届

東京都看護師等修学資金の貸与金を受け取る口座を登録します。

記入欄	記入事項・注意事項
届出区分	「新規」に○をつけてください。
修学生氏名	本人の氏名を記入してください。
振込口座	<ul style="list-style-type: none"> ・振込先として利用できる金融機関は24ページを御確認ください。 ・振込できる口座は本人名義の口座に限ります。24ページ記載の金融機関に本人名義の口座がない場合は、お手数ですが口座を開設してください。 ・金融機関、支店名、金融機関コード、支店コード、預金口座(該当の種類に○を付ける。)、口座番号を記入してください。 ・通帳の見開き部分等のコピー(下記①～⑦を全て確認できるもの)を添付してください。 ①口座名義(カタカナ) ②金融機関名 ③金融機関コード ④支店名 ⑤支店コード ⑥預金種目 ⑦口座番号 ※ゆうちょ銀行の場合は下記参照 ・振込口座としてネットバンキングの口座を指定する場合 ネット上の通帳画面のコピーやキャッシュカードのコピー等(上記①～⑦を全て確認できるもの)を添付してください。 ※楽天銀行の場合は下記参照

※学校課程コード、貸与番号、養成施設等名は記入不要です。

【※ゆうちょ銀行を利用される方】

通帳の、「口座名義人」及び他金融機関からの振込用口座の「店名」、「店番」、「預金種目」、「口座番号」が分かる部分のコピーを添付してください。

◇右記のように通帳見開きのページに、振込用の店名・口座番号等が記載されております。

<通帳イメージ>



【※ゆうちょ銀行以外を利用される方】

ゆうちょ銀行同様、通帳の見開きページ等をコピーして添付してください。

【※楽天銀行を利用される方】

楽天銀行にログイン後、ページ上部の「My Account」をクリックします。「My Account」の下の「入金方法」をクリックし、銀行口座情報が記載されているページをコピーして添付してください。

記入例

- ・太枠内を記入してください。
- ・振込口座を控えるため、必ずコピーを取っておいてください。

東京都看護師等修学資金 口座振込依頼書・変更届

令和6年10月25日

東京都知事 殿

届出区分		新規・変更・取消	養成施設等名	
学校課程コード		貸与番号	(記入不要)	
(記入不要)		(記入不要)		

*1 修学生氏名	(姓) 看護	(名) 修一
-------------	-----------	-----------

東京都から支給される東京都看護師等修学資金は、今後下記の口座に口座振替の方法をもって支払ってください。

申込者本人の口座を記入してください。

振込口座	金融機関名	ゆうちょ		銀行・信用組合 信用金庫・農業協同組合	〇〇八 (支)店						
	*2 金融機関コード	9	9	0	0	*3 支店コード	0	0	8		
	*4 預金口座 番号に〇してください。	1 普通	*5 口座番号		*	*	*	*	*	*	
	口座名義人 (カタカナ)	(左はしから記入し、濁点半濁点は1文字として記入してください。)									
		カ	ン	コ	シ	ユ	ウ	イ	チ		

【ゆうちょ銀号をご利用の場合の留意点】

- ※ ゆうちょ銀行は振込用の店名・口座番号等を記入してください。記号番号とは異なりますのでご注意ください。
- ※ 「店名」を支店欄に、「店番」を支店コード欄に記入してください。
- ※ 振込用の口座番号等が不明な場合には、ゆうちょ銀行のフリーダイヤル、インターネット又は窓口で確認の上、ご記入ください。

- *1 振込口座は、貸与者本人名義の口座に限ります。
- *2、*3 金融機関コード及び支店コードは誤りのないようご注意ください。
- *4 ゆうちょ銀行の「通常預金」は「1普通」に、「一般振替口座」は「2当座」に〇表示してください。
- *5 口座番号が6桁以下の場合には、前に「0」を付けて7桁で記入してください。
- *6 振込口座欄の情報全てが確認できる通帳等のコピーを添付してください。

**東京都看護師等修学資金の振込先として利用できる金融機関
(令和5年1月現在)**

都市銀行 (4行)

みずほ銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行	りそな銀行
-------	--------	---------	-------

地方銀行・第二地方銀行 (84行)

愛知銀行	青森銀行	秋田銀行	足利銀行	阿波銀行
池田泉州銀行	伊予銀行	岩手銀行	愛媛銀行	大分銀行
大垣共立銀行	沖縄銀行	鹿児島銀行	関西みらい銀行	北九州銀行
北日本銀行	紀陽銀行	京都銀行	きらやか銀行	きらぼし銀行
横浜銀行	群馬銀行	京葉銀行	高知銀行	埼玉りそな銀行
佐賀銀行	山陰合同銀行	三十三銀行	滋賀銀行	四国銀行
静岡銀行	静岡中央銀行	七十七銀行	清水銀行	十八親和銀行
十六銀行	荘内銀行	常陽銀行	琉球銀行	スルガ銀行
仙台銀行	大光銀行	第四北越銀行	大東銀行	但馬銀行
筑邦銀行	千葉銀行	千葉興業銀行	中京銀行	中国銀行
筑波銀行	東京スター銀行	東邦銀行	東北銀行	東和銀行
栃木銀行	鳥取銀行	富山銀行	富山第一銀行	名古屋銀行
南都銀行	西日本シティ銀行	八十二銀行	東日本銀行	肥後銀行
百五銀行	百十四銀行	広島銀行	福井銀行	福岡銀行
福島銀行	北都銀行	北洋銀行	北陸銀行	北海道銀行
北國銀行	みちのく銀行	みなの銀行	宮崎銀行	武蔵野銀行
もみじ銀行	山形銀行	山口銀行	山梨中央銀行	

信託銀行 (4行)

SMB C信託銀行	みずほ信託銀行	三井住友信託銀行	三菱UFJ信託銀行
-----------	---------	----------	-----------

その他の銀行等 (7行)

あおぞら銀行	シティバンク、 エヌ・エイ	SBI新生銀行	中央労働金庫	楽天銀行
PayPay 銀行	ゆうちょ銀行 ※ 東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局			

信用金庫 (31行)

信金中央金庫	青木信用金庫	朝日信用金庫	足立成和信用金庫	青梅信用金庫
亀有信用金庫	川崎信用金庫	興産信用金庫	小松川信用金庫	西京信用金庫
さわやか信用金庫	芝信用金庫	湘南信用金庫	城南信用金庫	城北信用金庫
昭和信用金庫	巣鴨信用金庫	西武信用金庫	世田谷信用金庫	瀧野川信用金庫
多摩信用金庫	東栄信用金庫	東京信用金庫	東京三協信用金庫	東京シティ信用金庫
東京東信用金庫	東京ベイ信用金庫	飯能信用金庫	目黒信用金庫	山梨信用金庫
横浜信用金庫				

信用組合 (19行)

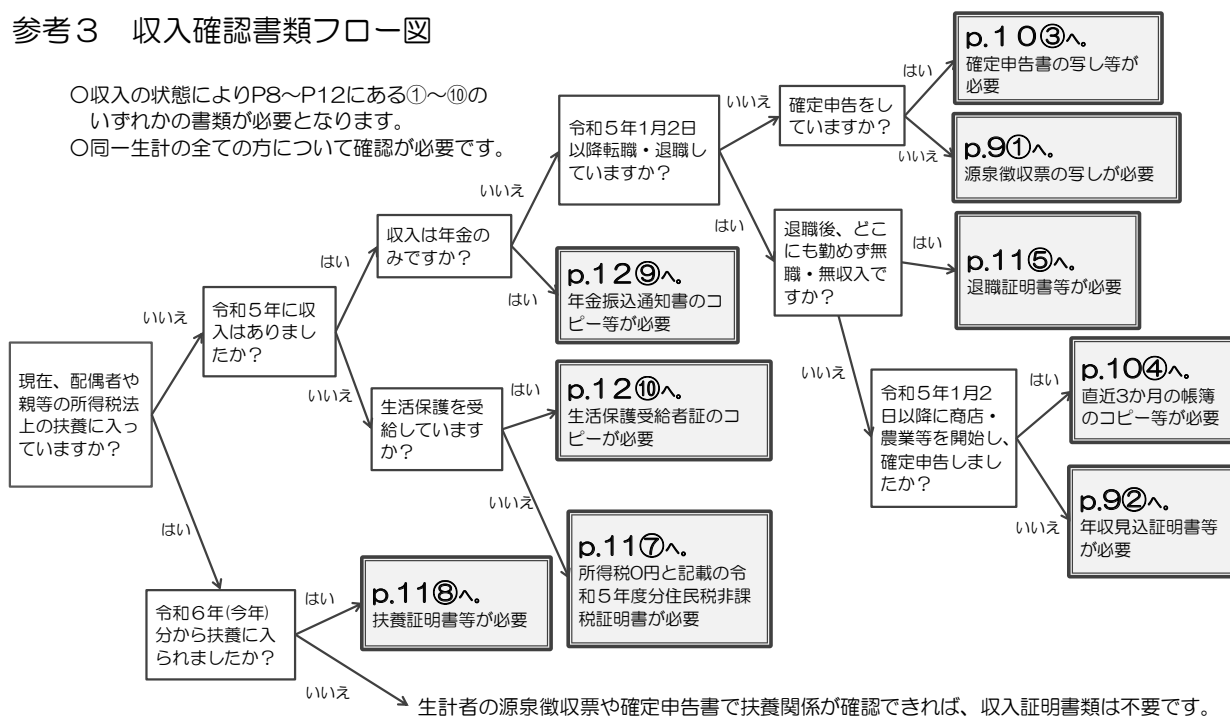
全国信用協同組合連合会	あすか信用組合	東信用組合	共立信用組合	警視庁職員信用組合
江東信用組合	七島信用組合	青和信用組合	全東栄信用組合	第一勧業信用組合
大東京信用組合	東京厚生信用組合	東京証券信用組合	東京消防信用組合	東京都職員信用組合
東浴信用組合	中ノ郷信用組合	ハナ信用組合	文化産業信用組合	

農業協同組合 (15行)

秋川農業協同組合	世田谷目黒農業協同組合	東京あおぼ農業協同組合	東京スマイル農業協同組合	東京中央農業協同組合
東京みどり農業協同組合	東京京南農業協同組合	東京みらい農業協同組合	東京むさし農業協同組合	西多摩農業協同組合
西東京農業協同組合	八王子市農業協同組合	マインズ農業協同組合	町田市農業協同組合	
東京都信用農業協同組合連合会	(本店及び八丈島代理店)			

参考3 収入確認書類フロー図

○収入の状態によりP8～P12にある①～⑩のいずれかの書類が必要となります。
 ○同一生計の全ての方について確認が必要です。



参考4 本人以外の就学生の学校区分

1 小学校	特別支援学校小学部及び義務教育学校前期課程を含みます。
2 中学校	特別支援学校中学部、義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期中等教育を含みます。
3 高等学校	高等学校通信制、高等学校専攻科、別科（盲・聾学校及び養護学校のみ）、特別支援学校高等部及び中等教育学校の後期中等教育を含みます。
4 高等専門学校	高等専門学校専攻科を含みます。（学年を必ず記入）
5 専修学校(高等) 6 専修学校(専門)	一般課程、各種学校（予備校、職業訓練学校等）及び語学学校は含みません。
7 大学・短大・大学院	大学院、短期大学、大学・短大の専攻科及び政令で定める特定別科、大学・短大・大学院の通信による教育を行う学部を含みます。

東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋）

（昭和37年10月16日条例第121号） 改正 令和6年3月29日条例第70号

（目的）

第一条 この条例は、養成施設に在学する者及び看護師免許を取得し、大学院において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来東京都の区域内（以下「都内」という。）において看護業務に従事しようとするものに対し、看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、もつてこれらの者の修学を容易にすることにより、都内の看護職員の確保及び質の向上に資することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条から第二十二條までの規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校及び知事が指定した養成所をいう。
- 二 大学院 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七條の規定による大学院（看護に関する専門知識を修得するための修士課程に限る。）をいう。
- 三 看護業務 養成施設に在学する者にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいい、大学院に在学する者にあつては保健師、助産師又は看護師の業務をいう。
- 四 指定施設 看護職員の確保が特に必要と認められる施設として、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。
- 五 都内施設 看護職員の確保が必要と認められる施設として、規則で定めるものをいう。

（貸与の資格）

第三条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 養成施設又は大学院に在学している者（東京都の区域外（以下「都外」という。）に所在する養成施設又は大学院に在学している者にあつては、都内に住所を有するもの（以下「都外在学者」という。）に限る。）であること。
- 二 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。
- 三 経済的理由により修学困難であること。
- 四 同種の修学資金を他から借り受けていないこと。
- 五 養成施設に在学している者にあつては卒業後、大学院に在学している者にあつては修了後、都内において引き続き五年以上の期間、看護業務に従事しようとする意思を有すること。
- 六 都外在学者にあつては、貸与期間（第四条の二に規定する貸与期間をいう。）の初日に、都内に住所を有すること。

(貸与金額)

第四条 修学資金の貸与額は、次に掲げる額のうちから修学資金の貸与を受けようとする者が選択した額とする。

- 一 月額二万五千元
- 二 月額五万円
- 三 月額七万五千元
- 四 月額十万円

(貸与期間)

第四条の二 修学資金の貸与期間は、養成施設又は大学院の正規の修業期間とする。

(貸与金の利子)

第五条 修学資金の貸与金は、無利子とする。

(貸与の申込)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、東京都規則で定めるところにより、知事に申し込まなければならない。

(貸与の決定)

第七条 知事は、前条に規定する申込みがあつた場合は、毎年度予算の範囲内において、第十四条に規定する委員会の議を経て、修学資金の貸与の適否を決定し、その旨申込者に通知する。

(連帯保証人)

第八条 修学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人一人を立てなければならない。

- 1 一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいること。
 - 2 この修学資金について、他に保証していないこと。
- 二 前項第2号の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。

(貸与の休止等)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与をやめることができる。

- 一 退学したとき。
- 二 都外在学者にあつては、都外に転出したとき。
- 三 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 四 偽りの申込みその他の不正手段によつて貸与を受けたとき。
- 五 その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 六 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

七 死亡したとき。

- 2 知事は修学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還及び返還方法)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）がある場合を除き、第一号に該当する場合は同号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、第二号又は第三号に該当する場合は当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から六月を経過した日から起算して、規則で定める期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。ただし、次条の規定により返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行が猶予されたときは、これらの返還期間と当該猶予された期間を合算した期間内に返還しなければならない。

一 第九条第一項第一号から第五号まで又は第七号の規定により、修学資金の貸与がやめられたとき。

二 第九条第一項第六号の規定により修学資金の貸与をやめられた者が、養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき。

三 貸与期間が終了したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者がその全額の返還を希望する場合は、直ちに返還することができる。

(返還債務の履行猶予)

第十二条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

一 第九条第一項第二号、第三号又は第五号の規定により修学資金の貸与をやめられた後も、引き続き養成施設又は大学院に在学しているとき。

二 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第十七条に規定する保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験（以下「試験」と総称する。）に合格しなかつた者であつて、都内で看護業務に従事する意思を有し、かつ、養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格し、看護業務に係る免許（以下「免許」という。）を取得しようとする意思を有しているとき。

三 養成施設において貸与を受けた者にあつては養成施設卒業後更に他種の養成施設又は大学院において、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後更に博士課程において修学しているとき。

四 養成施設において貸与を受けた者にあつては養成施設卒業後、大学院において貸与

を受けた者にあつては修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事し、引き続き当該各施設において看護業務に従事しているとき。

五 やむを得ない理由があると認められるとき。

- 2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務を前項第四号に規定する看護業務とみなす。

(返還債務の免除)

第十三条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。この場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事できなかつた期間については、第一号から第四号までに規定する看護業務に従事した期間に含めないものとする。

一 第四条第一号から第三号までに掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

二 第四条第四号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間又は七年間看護業務に従事したとき。

三 養成施設において貸与を受けた者にあつては免許取得後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、都内施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずるものとして規則で定めるものに該当するとき。

五 死亡し、又は心身の故障のため看護業務に従事することができなくなつたとき。

- 2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務に従事した期間を前項に規定する看護業務に従事した期間とみなす。

(延滞利子)

第十四条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日まで返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年三パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋）

（昭和61年6月20日規則第116号） 改正 令和6年3月29日規則第72号

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和37年東京都条例第121号以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第二条 条例第二条第四号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設等（第十一号に掲げる施設を除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病床が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院
- 三 ハンセン病療養所
- 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 六 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関
- 七 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（保健師の場合に限る。）
- 八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 九 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
- 十 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。）の事業を行う事業所
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号に規定する施設

（都内施設）

第二条の二 条例第二条第五号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設であつて、医療法その他法令に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するもの（前条第一号から第十号までに掲げる施設等に該当するものを除く。）をいう。

（貸与の申込み）

第三条 条例第六条の規定による修学資金の貸与の申込みは、修学資金貸与申込書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第四号に掲げる書類は、大学院に在学している者又は在学する予定の者のみ添付するものとする。

- 一 世帯全員の状況を証する書類
- 二 世帯全員の所得の状況を証する書類

- 三 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 四 看護師免許の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

(貸与の決定通知)

第四条 条例第七条の規定による通知は、修学資金貸与承認決定通知書(別記第三号様式)又は修学資金貸与不承認決定通知書(別記第四号様式)により行う。

(修学資金の交付)

第五条 修学資金は、原則として、四半期ごとに三月分を合わせて当該四半期の初めの月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第六条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の連帯保証人を変更しようとするとき、又は当該連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(別記第五号様式)及び新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該連帯保証人となるべき者について条例第八条に規定する要件又は保証能力を審査の上、その可否を決定し、連帯保証人変更承認・不承認通知書(別記第六号様式)により通知する。

(届出等)

第七条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める届け書等を十日以内に知事に提出しなければならない。

- 一 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他知事の指定する重要な事項に異動があつたとき。住所等変更届(別記第七号様式)
- 二 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は貸与期間内に留年した者が、貸与の休止を希望するとき。休学・停学・留年届(別記第八号様式)
- 三 前号に該当した者が復学し、又は進級したとき。再開申請書(別記第九号様式)
- 四 退学し、又は修学資金の貸与を辞退したとき。退学・辞退届(別記第十号様式)
- 五 看護業務の従事先を変更したとき。従事先変更届(別記第十四号様式)
- 六 条例第十一条第一項各号に掲げる理由に該当し、かつ、条例第十二条第一項の規定により返還債務の履行の全部を猶予されなかつたとき、又は返還債務の履行の猶予(以下「履行猶予」という。)の額に変更があつたとき。返還届(別記第十五号様式)

2 条例第十二条第一項第三号の規定による履行猶予を受けている者にあつては毎年四月一日現在における養成施設等に係る在学状況について、同項第四号に定める履行猶予を受けている者にあつては毎年十月一日現在における看護業務の従事状況について、現況届(別記第十六号様式)により知事に報告しなければならない。

3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届(別記第十七号様式)にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

い。

(貸与の廃止通知等)

第八条 知事は、条例第九条第一項の規定により修学資金の貸与をやめたときは、修学資金貸与廃止通知書(別記第十八号様式)により通知する。

2 知事は、条例第九条第二項の規定により修学資金の貸与を行わないものとしたとき、又は貸与期間内に留年した者から貸与の休止の希望があつたときは、修学資金貸与休止通知書(別記第十九号様式)により通知する。

3 知事は、条例第九条第二項の規定により修学資金の貸与を行わないものとされた者が復学したため又は留年していた者が進級したため、貸与の休止を解除したときは、修学資金貸与再開通知書(別記第二十号様式)により通知する。

(借用証書及び返還予定明細書の提出)

第九条 修学生は、修学資金の貸与が終了し、又は条例第九条第一項の規定により修学資金の貸与を廃止されたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書(別記第二十一号様式)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を、知事に提出しなければならない。

(返還期間)

第九条の二 条例第十一条第一項に規定する規則で定める期間は、修学資金の貸与を受けた者が選択した次の各号に掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 月額二万五千元 四年間
- 二 月額五万円 四年間
- 三 月額七万五千元 六年間
- 四 月額十万円 八年間

(履行猶予をすることができる返還債務の額)

第九条の三 条例第十二条第一項の規定により履行猶予をすることができる返還債務の額は、別表一の上欄に掲げる貸与金額の区分に応じて、同表中欄に掲げる履行猶予の要件に該当する場合について、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。ただし、条例第十三条の規定による返還債務の免除(以下「免除」という。)を受けた者にあつては、貸与を受けた金額から当該免除を受けた額を差し引いた額とする。

(履行猶予の申請等)

第十条 条例第十二条第一項の規定による履行猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第二十三号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還猶予承認・不承認通知書(別記第二十四号様式)により通知する。

(免除することができる返還債務の額)

第十条の二 条例第十三条第一項の規定により免除することができる返還債務の額は、別表二の上欄に掲げる貸与金額の区分に応じて、同表中欄に掲げる免除の要件に該当する場合について、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。

(免除の要件)

第十条の三 条例第十三条第一項第四号に規定する規則で定めるものは、養成施設で貸与を受けた者にあつては卒業後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事した者が当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合（当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合を含む。）において、当該各施設において通算して五年間又は七年間看護業務に従事した場合とする。

(免除の申請等)

第十一条 条例第十三条第一項の規定による免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第二十五号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還免除承認・不承認通知書（別記第二十六号様式）により通知する。

別表一（第九条の三関係）

貸与金額	履行猶予の要件	履行猶予の額
一 条例第四条第一号に掲げる額	条例第十二条第一項各号に該当したとき。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第四条第二号に掲げる額	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき（同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（(一)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第四条第三号に掲げる額	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき（同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。）。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（(一)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第十二条第一項第五号に該当したとき。	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき（同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。）。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（(一)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別表二（第十条の二関係）

貸与金額	免除の要件	免除の額
一 条例第四条第一号に掲げる額	条例第十三条第一項第一号、第三号又は第四号に該当したとき。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第四条第二号に掲げる額	条例第十三条第一項第一号、第三号又は第四号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

三 条例第四条第三号に掲げる額	(一) 条例第十三条第一項第一号に該当したとき	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(三) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（指定施設のみにおいて看護業務に五年間従事したときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(四) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（(三)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第四条第四号に掲げる額	(一) 条例第十三条第一項第二号に該当したとき（看護業務に七年間従事したときに限る。）。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十三条第一項第二号に該当したとき（看護業務に五年間従事したときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(三) 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(四) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（指定施設のみにおいて看護業務に七年間従事したときに限る。）。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(五) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（指定施設のみにおいて看護業務に五年間従事したときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(六) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（(四)又は(五)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
五 条例第四条各号に掲げる額	条例第十三条第一項第五号に該当したとき。	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

次のページを切り取って連帯保証人となる方へ必ず
お渡しいただきますようお願いいたします。

【連帯保証人の方へ】必ず最後までお読みいただきますようお願いいたします。

申込者氏名	貸与予定期間	貸与予定総額
	令和7年4月から 令和 年3月まで	円

東京都看護師等修学資金貸与制度は、看護師等養成施設に進学し、将来都内で看護業務に従事しようとしている皆さんの修学を支援する制度です。この事業は、納税者の方の大切な税金により運営されています。

本貸与制度の連帯保証人は、申込者が返還完了や債務免除を受けるまでの期間、債務の保証をするものです。以下の説明をよく読んで、制度の趣旨をよく御理解いただくようお願いいたします。

● 貸与月額等

単位：円

養成所等	貸与月額	1年間貸与	2年間貸与	3年間貸与	4年間貸与
対象となる全ての 課程・設置主体	25,000	300,000	600,000	900,000	1,200,000
	50,000	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000
	75,000	900,000	1,800,000	2,700,000	3,600,000
	100,000	1,200,000	2,400,000	3,600,000	4,800,000

● 延滞利子

返還にあたり、決められた期限までに支払われなかった場合、元金に対し、年3%（令和6年10月現在）の割合で延滞利子が加算されます。

● 連帯保証人の責務等

- ① **貸与終了時の書類作成の協力義務** 修学資金の貸与が終了又は廃止されたとき、修学生は、借用証書に連帯保証人と連署・押印の上、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付し、提出しなければなりません。連帯保証人は署名・押印及び書類提出に御協力をお願いいたします。
- ② **手続及び返還の連帯保証** 返還免除、返還完了又は連帯保証人変更が認められるまで、連帯保証人は修学生と同等の債務を負います。修学生が修学資金を返還すべき場合において、返還に応じない場合、修学生に代わって返還しなければなりません。
- ③ **連帯保証人の変更** 連帯保証人を変更しようとするとき又は当該連帯保証人が死亡したとき、修学生は、連帯保証人変更申請書・連帯保証書及び新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を知事に提出し、承認を受けなければなりません。

※貸与内定時及び貸与決定時には、連帯保証人への通知を送付いたしますので、御確認をお願いいたします。

（修学資金のお問合せ先）東京都保健医療局医療政策部医療人材課 電話(03)5320-4444

事業所管

東京都保健医療局医療政策部医療人材課

電話 03 - 5320 - 4444 (修学資金担当直通ダイヤル)

修学資金に関する問い合わせは、高等学校等の担当者をお願いします。

登録番号(6)108

令和7年度 東京都看護師等修学資金(貸付金)のご案内

令和6年10月発行

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当

郵便番号163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 (03) 5320-4444 (直通)

東京都保健医療局ホームページ

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しております。

